

## 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

厚生労働省より平成28年3月28日に公表された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」に基づく通知の内容については以下の通り。

## 1 緊急的対応の対象市町村

平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市町村など

## 2 国の通知内容（事務連絡）

※1 〔点線〕内が具体的な内容、項目の数字「1」は本市で実施しているもの、「①」は検討中のもの。

※2 検討中のものについては、市としての対応を検討し、次回子ども・子育て会議において、方向性等について報告を行う。

## I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議や「保活」の実態調査など、実態把握のための施策【実施主体：国】

## II 規制の弾力化・人材確保等

## 【受入れ強化】

## ①. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進

国基準を上回る基準を設定している部分（例：1歳児の職員配置6：1→3：1）について、国基準で対応し児童の受入れを増やす。

## ②. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

既存の「認可化移行運営費支援事業」要綱等について、移行期限緩和、運営費、改修費支援を追加

## 3. 認可基準を満たす施設の積極的認可

事業者の参入意欲がある場合には、意欲ある業者の積極的な参入が図られるよう努めること。

⇒本市の実施状況：公募により公募した事業者に対し、「宇都宮市児童福祉施設事業者選定委員会設置要領」等に基づく選考を実施

## ④. 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

3歳以降の継続入所が円滑にできるよう、小規模保育事業（A型、B型）の定員19人以下について、定員の弾力化により22人までの受入れを可能とする。

## ⑤. 幼稚園の預かり保育への支援強化

幼稚園における3歳以降の保育ニーズに対応できるよう「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」及び「一時預かり事業（幼稚園型）」の要綱等を改正し、従事者の緩和と加算額の見直しを行う。

## 6. 定員超過入園の柔軟な実施

2年連続して定員を120%超えて入園させた場合の公定価格減額について、その期限を延長

⇒本市の実施状況：市単独補助として「保育所等利用定員増員促進費補助金」を平成28年度から創設

### 【人材確保】

#### ⑦. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

近隣の保育所等が連携し、1箇所の子ども園等で共同保育する場合に、公定価格の減額がないことの明確化を図る。

#### 8. 保育人材の資質向上・キャリアアップのための研修を推進

積極的な研修の実施（実習指導者研修、就業継続のための研修、保護者対応等研修、リスクマネジメント研修など）

⇒本市の実施状況：  
・「若年保育士就業継続支援研修」や「経営者・管理者等対象雇用管理研修」、「潜在保育士就職支援研修」などを実施  
・平成28年度から栃木県と共同で「とちぎ保育士・保育所支援センター」を設置し、即戦力となる潜在保育士の掘り起しを実施

#### ⑨. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

保育士の勤務環境改善のため、1箇所あたり1,000千円の補助メニューを創設

#### ⑩. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

「保育士修学資金貸付等事業」に保育補助者雇い上げ費用の貸付を創設。また、「保育補助者雇上強化事業」に、短時間勤務の保育補助者（事務、清掃など保育業務以外を担う補助者）の雇い上げ補助を創設

#### ⑪. 短時間正社員制度の推進等

短時間正社員の活用、短時間勤務保育士の処遇改善を推進する。併せて、保育所等の育児休業取得を推進する。

#### 12. 保育士の子どもの優先入園

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象とする。

⇒本市の実施状況：平成27年度から、入所選考基準の優先度において、「保育等の従事者など特定職種」の場合を考慮

#### ⑬. 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

保育士配置の要件弾力化や、幼稚園教諭等の他職種の活用などについて、積極的な検討をする。

### III 受け皿確保のための施設整備促進

#### ①. 施設整備費支援の拡充

#### ②. 改修費支援等の拡充

基準額の引き上げや補助対象経費及び補助対象事業の拡大など。

#### IV 既存事業の拡充・強化

##### 1. 保育コンシェルジュの設置促進

夜間、休日などの時間外相談を実施するなどの機能強化を推進する。

⇒本市の実施状況：平成26年度から、公立7か所の子育てサロンに「宮っこ子育てコンシェル（利用者支援）」を設置

##### ②. 緊急的な一時預かり事業等の活用

待機児童を預かるため、余裕スペースを活用し、定期利用による保育サービスの提供を推進する。その際、利用料の額が過大となることから、国の補助単価を改善し、利用料負担に配慮する。

##### ③. 広域的保育所等利用事業の促進

近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、送迎センターを設置し、送迎バス等により児童の送迎を実施する「広域的保育所等利用事業」について、市の圏域を超えた利用が可能となるほか、補助要件を緩和する。

##### ④. 地域の中での円滑な整備促進

保育所の設置や増設に向けた住民との調整や運営の円滑化を推進するため、市や保育所等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。

#### V 企業主導型保育事業の積極的展開

設置や利用の際に市の関与を必要とせず、施設整備や運営費の支援が受けられる「企業主導型保育事業（平成28年4月創設）」の周知・協力依頼を行う。【実施主体：企業等】